

議案第39号

木津川市あき地の除草等に関する条例の全部改正について

木津川市あき地の除草等に関する条例（平成19年木津川市条例第152号）の全部を別紙のとおり改正する。

令和3年6月4日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

あき地に雑草等が繁茂して近隣の生活環境を悪化させる状態が放置され、所有者に指導をしても除草等が実施されない事例があるため、勧告及び命令等を行えるよう本条例の全部を改正するものです。

木津川市条例第 号

木津川市空地の除草等に関する条例（案）

木津川市あき地の除草等に関する条例（平成19年木津川市条例第152号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、空地の雑草等を除去することにより、市民の良好な生活環境の保持に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 空地 現に使用していない土地その他規則で定めるこれに準ずる土地をいう。

（2） 雜草等 雜草、枯草又はかん木類をいう。

（3） 所有者等 空地の所有者、占有者又は管理者をいう。

（4） 不良状態 空地が雑草等の繁茂により、次のいずれかに該当する状態をいう。

ア 市民の健康を害し、又は害するおそれがあるとき。

イ 犯罪、火災又は交通事故の発生を誘発するおそれがあるとき。

（所有者等の責務）

第3条 空地の所有者等は、当該空地が不良状態にならないように努めなければならない。

（適用範囲）

第4条 この条例の適用範囲は、次のとおりとする。

（1） 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域をいう。以下同じ。）内の空地

(2) 市街化区域以外で市長が雑草等の除去を必要と認めた規則で定める空地
(市長の指導及び助言)

第5条 市長は、空地が不良状態にあると認めるとき、又は不良状態になるおそれがあると認めるときは、当該空地の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は助言することができる。

(除草等の委託)

第6条 市街化区域内の空地の所有者等は、特別の事情により当該空地の雑草等の除去ができないときは、市に除草等の委託を申し出ることができる。ただし、隣接地との土地境界が未確定の場合その他規則で定める場合を除く。

- 2 市長は、前項の規定により空地の除草等を受託するときは、当該除草等に要する費用を、当該空地の所有者等から徴収するものとする。
- 3 所有者等は、当該除草等に要する費用を事前に市へ納付しなければならない。

(立入調査)

第7条 市長は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、所有者等に対し空地の状態、管理の方法その他の必要な事項に関し、報告を求め、又は職員をして、空地に立ち入らせ調査させることができる。

(市長の勧告及び命令)

第8条 市長は、所有者等が第5条の規定による指導又は助言に従わないときは、期限を定めて除草等に必要な措置を講ずるべきことを勧告し、又は命令することができる。

(代執行)

第9条 市長は、所有者等が前条の命令を履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を所有者等から徴収することができる。

- 2 代執行を行う執行責任者は、その執行に責任を有する者であることを示す証票を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第39号 木津川市あき地の除草等に関する条例の全部改正について							
担 当 課	まち美化推進課							
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>現行の「木津川市あき地の除草等に関する条例」は、空地に雑草等が繁茂して放置され、火災や犯罪の発生するおそれや、良好な生活環境を阻害するような状態にあるとき、市長が指導を行うこと等を定めています。しかし、指導を行っても除草等が実施されない事例があることから、適切な指導等を行い、良好な生活環境の保持を図れるよう本条例を全部改正するものです。</p>							
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・条例案の検討（関係課と協議） ・調整会議（令和3年1月22日） ・政策会議（令和3年1月27日） ・パブリックコメント実施（令和3年3月1日～30日） ・政策会議（令和3年4月28日） ・パブリックコメントの結果公表（令和3年5月24日） 							
市民参加の状況	<p><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <p>・パブリックコメントを実施 意見提出者：5名 意見数：16件（意見2件、要望3件、質問11件） 案に対する反映度：反映なし</p>							
市総合計画の位置付け	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">基本方針</td><td>6 快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり</td></tr> <tr> <td>政策分野</td><td>13 都市基盤</td></tr> <tr> <td>施 策</td><td>② 住宅 イ. 市民の安心・安全な生活環境の確保</td></tr> </table>		基本方針	6 快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり	政策分野	13 都市基盤	施 策	② 住宅 イ. 市民の安心・安全な生活環境の確保
基本方針	6 快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり							
政策分野	13 都市基盤							
施 策	② 住宅 イ. 市民の安心・安全な生活環境の確保							
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	<p><input type="checkbox"/>単年度（ 年度） <input checked="" type="checkbox"/>複数年度（令和3年度以降）</p> <p>1,272千円 除草委託料</p>							
将来にわたる効果及び 経費の状況	<p>今回の改正により、所有者等に対し空地の状態、管理の方法その他の必要な事項に関し報告を求める、職員が空地への立入調査を行う等の規定を設けて、適切な指導が行えるようにするとともに、所有者等が指導又は助言に従わないときは、期限を定めて除草等に必要な措置を講ずるべきことを勧告、命令することができることとしています。</p> <p>それでも所有者等が除草等を行わない場合で、その状態を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行を行うことができるとしています。</p>							